

泉佐野市の内密出産等の取組みに関する調整会議

<第Ⅰ回議事録>

■日時：令和 8 年 7 月 27 日（月） 14 時 15 分～15 時 45 分

■場所：大阪府庁本館 1 階第 1 委員会室

【金森部長】

それでは定刻になりましたので、ただ今より泉佐野市の内密出産等の取組みに関する調整会議を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます大阪府福祉部長の金森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、泉佐野市の内密出産等の取組みに関しまして、子どもの保護・養育にかかる課題を踏まえた調整を行うことを目的として、吉村大阪府知事を会長に、千代松泉佐野市長を副会長とした会議設置要綱を作成し開催するものでございます。本日の出席者の紹介は出席名簿の配布をもって代えさせていただきます。それではまず、吉村知事より挨拶がございます。

【吉村知事】

大阪府知事の吉村です。今日は千代松市長、また泉佐野の皆様、大阪府庁までお越しくださいませありがとうございます。日頃の取組みに対してありがとうございます。

本日のこの会議を開催するに至った経緯について、また考え方について少し話をさせていただきたいと思います。まず千代松市長を筆頭に、赤ちゃんの命を守りたいという強い思いのもとで、赤ちゃんのいのちのバトンいわゆる赤ちゃんポスト、また内密出産の制度を進めていこうという取組みをされておられることについて、本当に敬意を表しますし、また様々課題もある中進められておられることについて、大変なご尽力をされていると思います。私自身も、想いとしまして大阪市長の時に一度この議論をしたことがあります。非常に重要な議論であり、そして赤ちゃんの救われるべき命を守りたいという思いは同じであります。

その上で、この制度についてきっちと、大阪府、そして泉佐野市が協議をして、整えていく必要があると考えています。というのはですね、泉佐野市が進められていることに対して、なぜ大阪府が話をするのか、あるいは介入をするんだというご意見もあるわけですが、この取組みについて大事なものは、入り口だけではなくて、預け入れられた子どもたちの養育ということが非常に重要になってくるわけでございます。赤ちゃんの命を守りたいという想いは本当に同じ。なぜ大阪府と泉佐野市の会議をやると判断したかということ、赤ちゃんが預け入れられた時に、赤ちゃんはどうなるかということ、法的には棄児という扱いになります。

そして棄児という扱いになった赤ちゃんは、誰がどういう風に育てていくのかということが非常に重要になってきます。それをするのは児童相談所になります。児童相談所は大阪府が行う。つまり泉佐野市は児童相談所を持っていませんから、これをやるのは大阪府ということになります。ですので、入り口部分で赤ちゃんを受け入れたとしても、その後しっかりと赤ちゃんを養育していく体制、責任をもってしっかりやっていくということは大阪府にも責任が生じるということになります。泉佐野市だけで完結できるものではないということです。であるならば、きちんと会議において、受け皿であったり、どのよう

に進めていくのか、そしてそもそも行政が進められるのか、そういったこともフルオープンの中で議論すべきと判断いたしました。

そしてこの中身について、実は内密出産も赤ちゃんポストも国の制度として認められていません。議論はありますけれども認められていない。正式な制度がない。今、熊本と東京で民間の病院がされていますが、行政がするという事例はないものでもあります。行政ですとなれば、これは初めてということになりますから、やはりやるのであれば責任を持って進めていかなければならないし、大阪府も児相を持っていますから、泉佐野市の単独ではできない事業になりますので、大阪府としてもきっちり責任を持った体制を整えないとかえって無責任なことになってしまう。それは絶対にダメだと思っています。ですのでその中でいろいろ大阪府の職員からすると、懸念事項も多くあります。

そして泉佐野市の皆さんで進めていこうと思われている熱い思い、これも十分承知をしています。課題や論点は、ある意味メディアの皆さんも含めてフルオープンで議論をして進めていくのが、制度がないことをやろうとしてる以上、本来あるべき姿なんだろうと思ったので、私と千代松市長をトップとする会議体、本日の会議体を立ち上げたということになります。

赤ちゃんの命を救いたい、救われるべき赤ちゃんの命を救いたい、という思いは同じであります。しかし同時にまた大きな課題等もあります。その課題を共に乗り越えられるかどうか、フルオープンの会議でしっかりと結論を出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また闊達な議論をしてもらえたら、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【金森部長】

続きまして千代松市長よりご挨拶をお願いいたします。

【千代松市長】

失礼いたします。泉佐野市長の千代松大耕でございます。

本日は吉村知事をはじめ、大阪府の職員の皆様方、関係者の皆様方には、泉佐野市の内密出産等の取組みに関する調整会議ということで大変貴重なお時間を賜りましたこと、冒頭に心から感謝申し上げます。

今回泉佐野市が実施に向けて進めております内密出産、そして赤ちゃんいのちのバトンにつきましては、先ほど吉村知事の方からもありました通り、泉佐野市といたしましても出口の部分は大変重要な課題であると捉まえながら、この事業に取り組もうと今進めさせていただいているところでございます。そのような中で、社会的養育に関する部分、もちろん大阪府さんが担われてきた現行法制度のもとで、これまで大阪府内で果たされてきた役割というものは非常に大きなものでございますし、非常に簡単なものではないというのは十二分に承知しておりますが、それを踏まえさせていただきながら、泉佐野市といたしましては、内密出産・赤ちゃんいのちのバトン事業に際しては、もちろん大阪府さんのこれまでの役割という部分の中で、泉佐野市といたしましてもできたら主体的に責任を負わせていただきたいというようなところもございましたので、このような協議の場を設けていただきましたことは、泉佐野市にとりましても大変ありがたいことであると考えているところでございます。

しっかりとその部分につきまして、まだまだ不十分だという風に思われるかもしれませんが、本日は現時点での提案と言いますか、実施計画につきましてご報告と言いますかご説明をさせていただきたいと考えております。引き続きいろいろな面での事業実施に向けてのご協力、ご指導をいただければ

と思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【金森部長】

それでは議事に入ります。

本日の会議の流れですが、まず議題 1 として泉佐野市から内密出産等の取組みについてご説明をいただきまして、それに対して大阪府から議題 2 として府の課題認識と、議題 3 としてそれに基づく具体的課題について説明をいたします。

一通り資料に沿った説明があった後で、泉佐野市から現時点での調整状況等の補足説明をいただきまして、その後全体の質疑に入ります。それでは議題 1、泉佐野市から内密出産等の取組みについてご説明をお願いいたします。

【古谷理事】

失礼いたします。泉佐野市こども部こども政策担当理事兼こども家庭課長の古谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは議題 1、泉佐野市で実施する内密出産等の取組みについて、資料 1 に沿ってご説明いたします。それでは失礼して、着座にて説明させていただきます。

スライドの 2 ページの方をご覧ください。本資料はこちらの第 1 から第 8 の 8 つの項目で構成しております。各項目それぞれの基本的な内容を順にご説明いたします。

3 ページをご覧ください。初めに第 1、事業目的です。赤ちゃんの遺棄や孤立出産は決して一部の特別な家庭や地域だけの問題ではございません。家族関係の悪化、経済的な困窮、周囲に妊娠を知られることへの強い不安など、いくつかの事情が重なることで、誰にも相談できず妊婦が追い込まれてしまう可能性がございます。これは社会全体で向き合うべき、いわゆる社会問題であると認識しております。しかし現在こうした妊婦と生まれてくる子どもの命を直接受け止める実質的な受け皿は、全国でも限られた民間病院、熊本市の慈恵病院、東京都墨田区の賛育会病院の 2 箇所にとどまり、公的な支援体制は十分に整っておりません。

そこで本市は課題を抱える妊婦が安心して出産できるようにするとともに、生まれてくる子どもの命を虐待や遺棄から守る最後の砦として内密出産と赤ちゃんいのちのバトンを両輪で実施したいと考えております。実施にあたっては泉佐野市とりんくう総合医療センターが明確に役割を分担いたします。

本市は中期目標においてりんくう総合医療センターに指示した事項につき内密出産ガイドライン等に基づき事業方針等を決定し、運営に必要な事業資金を負担するとともに本事業における最終責任を負います。

一方、りんくう総合医療センターは本市が示す中期目標を踏まえて中期計画や年度計画を作成し、医療と相談支援の現場として事業を具体的に運営いたします。市の責任と病院の専門性を組み合わせ、持続可能な公的事業として構築してまいります。

4 ページをご覧ください。第 2、相談支援体制です。相談支援については役割の異なる 2 つの窓口を設け、相互に連携する体制を想定しております。1 つ目はスライドの左側、市が設置する仮称妊娠葛藤相談室です。ここでは望まない妊娠に悩む方からの一般的な相談に応じるほか、啓発や人材養成など社会全体に向けた働きかけを担います。悩みが深刻化する前に相談につながっていただく、いわば入口とな

る窓口です。

2 つ目は右側のりんくう総合医療センターに設置する仮称・内密出産・赤ちゃんいのちのバトン相談室、略称としまして内密バトン相談室でございます。こちらは内密出産や赤ちゃんいのちのバトンの利用を考える妊産婦に対しまして、最初の聞き取りから支援の終結まで個別かつ直接的な相談支援を行います。必要な資格としまして相談支援員には保健師、看護師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士など少なくとも 1 つ以上の専門資格を求めます。なお市職員を派遣する場合、法定の派遣期間は最大 5 年間となっております。人事異動等によって蓄積した相談支援の知識や技術が失われることのないよう専門人材の確保、研修、引き継ぎを含めた継続的な体制作りが重要だと考えております。

5 ページをご覧ください。続いて第 3、人員体制と費用負担の考え方でございます。体制構築の基本コンセプトはチームワークでございます。医師、看護師、助産師、相談支援員、市職員など関係する 1 人 1 人が目の前の命を救うという認識を共有し、母子の命を守る最後の砦としての使命感を持つことが必要です。その上で困難な状況にある妊産婦を責めることなくその事情を受け止め寄り添う支援を行います。また現行制度のもとで安全かつ適切に運用するため、国の内密出産ガイドラインに沿った対応を徹底いたします。個人の判断に委ねるのではなく、関係者が共通のルールに基づいて対応することが重要であると位置づけております。内密出産の費用につきましては原則として妊産婦に負担を求めない方針でございます。慈恵病院の事例では利用者のほぼ全員が家族との関係悪化を訴え、9 割近くが親や家族に知られたくないとしております。費用負担が壁となり孤立出産や遺棄、虐待死につながる事態は避けなければなりません。相談支援を通じて個々の状況を十分把握した上で命を守ることを最優先に対応いたします。さらに事業を外部の視点から検証するため、仮称・内密出産・赤ちゃんいのちのバトン事業評価委員会を設置いたします。こちらには学識経験者や大阪府、弁護士など 10 名程度で構成し事業の進捗管理と継続的な改善を協議していただく考えてございます。

6 ページをご覧ください。第 4、内密出産の基本的な内容でございます。内密出産とは妊婦が自ら身元情報を医療機関の限られた者だけに明らかにして出産する仕組みでございます。対象となるのは相談支援員が身元を明らかにして出産するように丁寧に働きかけても意思が変わらず、受け入れなければ危険な孤立出産などに陥る恐れがある妊婦となります。あくまでも母子の命を守るための最後の手段として運用いたします。利用見込みは年間 20 例程度を見込みます。慈恵病院と賛育会病院の実績から令和 7 年度の国内全体の利用は約 30 例程度と見込まれます。りんくう総合医療センターは関西国際空港からのアクセスが良く、また分娩費用を病院側、すなわち市が負担する方針であることから全国からの利用を想定しております。既存施設と本市の受入れを合わせ国内全体では年間約 50 例を見込んでおります。受入先は産婦人科病棟とし、電子カルテは仮名で運用いたします。専用ベッドを固定するのではなく、通常の産科医療の枠組みの中で匿名性を担保いたします。出生した子どもはスクリーニングを行った後、通常の枠組みで受け入れいたします。

7 ページをご覧ください。第 5、赤ちゃんいのちのバトンです。こちらは何らかの事情により養育が困難となった、原則として出生後 1 ヶ月未満の新生児を安全に受け入れる仕組みでございます。慈恵病院のこうのとりのゆりかごと賛育会病院のベビーバスケットの実績では、令和 7 年度の国内の預け入れ件数は 27 件でした。本市での設置初年度は 20 人程度を見込み、その後は令和 10 年度 19 人、11 年度 18 人、12 年度 17 人、13 年度 16 人と少しずつ減少する想定でございます。これは本市では内密出産

の受入れを合わせて実施することで孤立出産は減少につながり、赤ちゃんいのちのバトンの利用は減少するものと見込んだものでございます。国内全体では年間約 50 件を想定しております。設置場所はりんくう総合医療センター 2 階の小児科外来にある現在のプレイルームと授乳室を改修する計画でございます。いわゆるポスト型ではなく匿名性と利用しやすさを重視した施錠のないフリーアクセスの部屋型といたします。受入れ時には子どもの安全確認を最優先に、小児科医、看護師、相談員など最大 9 名で初期対応にあたります。預け入れた方を特定することを目的とするのではなく、可能な限り相談につなぎ母子双方に必要な支援を届けることを基本といたします。

8 ページをご覧ください。第 6、一時保護から里親、乳児院、特別養子縁組までの支援体制です。受け入れて終わりではなく、その後の生活と育ちを切れ目なく支える仕組みが不可欠でございます。まず一時保護についてでございます。医療的な問題がなければ病院での入院は概ね 7 日間程度を想定しております。ただし次の受入先の手配に日数を要する場合はりんくう総合医療センターの医療提供体制に影響が出ないように対応いたします。次に里親でございます。令和 8 年度から本市の管理職を対象に里親制度の研修を段階的に実施いたします。まず職員が制度を正しく理解し、その職員が市民への啓発を担うことで地域全体の理解を広げてまいりたいと考えております。合わせて本市独自の補助金加算も検討し、福祉のまち泉佐野市として里親支援を進めてまいります。続いて乳児院については圏域内において施設・人材ともに十分とは言えず受入れの逼迫が懸念されます。そのため既存施設への伴走支援や相談支援体制の拡充、里親支援の強化に取り組むとともに、市による乳児院の新設も実施することといたします。最後に特別養子縁組については受け入れた子どもを要保護児童として子ども家庭センターに報告し、養子縁組里親の手続きを経て特別養子縁組の斡旋につなげます。民間斡旋団体との連携強化や地域で継続的に支援できる団体の設立誘導も実施いたします。このように一時保護、里親、乳児院、特別養子縁組の各段階を大阪府、泉佐野市、りんくう総合医療センター、民間団体が連携して支えるチームワーク体制を整える必要があると考えております。

次に 9 ページをご覧ください。第 7、大阪府との連携、出自を知る権利です。内密出産や赤ちゃんいのちのバトンで受け入れた子どもは要保護児童に該当いたします。このためりんくう総合医療センターから泉佐野市と子ども家庭センターへ通告し、その後の一時保護や措置につなげることになります。本事業の開始により子ども家庭センターの対応件数の増加が見込まれます。また利用者を全国から受け入れる一方、保護された子どもの安全と生活を確実に支えるには広域行政である大阪府との連携が欠かせません。職員派遣を含む人的支援や本事業の対象となる子どもの措置に要する経費の負担などについて府と具体的に協議し、必要な施策を共に構築してまいりたいと考えております。もう一つ重要な課題が子どもの出自を知る権利です。令和 8 年度に事業を開始した場合、子どもが成人後に権利を行使する時期を考えると実務上の課題となるのは令和 25 年から 26 年と見込まれます。しかし情報は最初の段階で適切に取得し長期間安全に管理しなければなりません。身元情報は原則として氏名・住所・生年月日とし、本人の同意が得られる場合には法的な身分証明書の写し、健康状態、既往歴なども管理することを想定しております。将来子ども本人に誰がどのような手続きでどこまで情報を開示するのか、国内外の先行事例や国の動向を踏まえながら府とも連携し早い段階から方向性を検討する必要があると考えております。

10 ページをご覧ください。最後に第 8、子どもの人権の尊重を全国へ広げるという本市の考えです。望まない妊娠に悩む女性と生まれてくる子どもの命を守る最後の砦は、現時点では全国 2 箇所の民間病

院でしかありません。本市は 2024 年に制定した子ども基本条例の理念を地域の中だけにとどめず、生命の危険にさらされている全国の子どもたちにも届けたいという思いで本事業に取り組みます。事業の財源については全国から寄せられるふるさと納税を主な原資として活用することを想定しております。全国の皆様に事業の意義を知っていただき、その共感を、命を守る具体的な支援につなげてまいります。

また令和 8 年 10 月 30 日、10 月 31 日に開催する第 8 回地域共生社会推進全国サミット in いずみさにおきまして、10 月 31 日土曜日にはこの問題に関するパネルディスカッションを実施し、全国への普及啓発を図ります。合わせて今後地域住民の皆様にも事業の必要性や仕組みを丁寧に説明し、理解と機運の醸成を継続してまいります。本事業を安全かつ持続可能な形で実現するためには、泉佐野市、大阪府子ども家庭センター、りんくう総合医療センター、関係団体との緊密な連携が不可欠でございます。

本日の協議を通じて具体的な課題を共有し、実効性のある体制作りにつなげてまいりたいと考えております。泉佐野市からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【金森部長】

ありがとうございました。続いて議題 2、大阪府から課題認識について説明をお願いいたします。

【竹内課長】

失礼します。着座にてこのまま説明させていただきます。

議題 2、府の課題認識について、でございます。まず始めに資料 2 の 1 をご覧ください。

府の課題認識の前提として、内密出産やいわゆる赤ちゃんポストへの預入れを含む要保護児童への対応における子ども家庭センターと市町村の役割や権限の違いについてご説明させていただきます。こちらは要保護児童通告を受けた後の対応の流れを示したものです。虐待が疑われる場合なども含め、保護を要する児童を発見した者からの通告は市町村・児童相談所が通告先となっています。通告を受けた機関は子どもの安全確認や家庭の状況把握を行います。子どもの状態や家庭の状況を把握した上で、図では左側の流れ、在宅のまま指導や支援を行う場合も多くありますが、子どもの安全を守るために家庭から離して保護する必要があると判断した場合には一時保護を行います。またその後の調査や支援の結果、家庭での養育が難しく長期的な支援が必要と判断した場合には里親委託や施設入所を行います。図の右側の流れ、赤字で示している一時保護、里親委託、施設入所については児童福祉法に基づき児童相談所のみが行うことのできる措置であり、内密出産やいわゆる赤ちゃんポストへの預入れにより保護を要する子どもについては、全て府子ども家庭センターが通告を受理し、必要な措置やその後の支援を担うことになります。

それでは府の課題認識についてご説明いたします。先ほど泉佐野市から内密出産及び赤ちゃんいのちのバトン事業に関する事業実施計画についてご説明をいただきました。府としてはこれらの取組みは子どもの出産前後だけでなくその後の保護や養育、心理的支援や自立支援など成人に至るまで長期間にわたる支援が必要となる取組みであると認識しております。また内密出産やいわゆる赤ちゃんポストにつきましては、全国的にも様々な議論があり国の法整備もない状況です。子どもが自らの出自を知る権利をどのように保障するのか、車中や自宅での危険な出産、生後間もない子どもの移動による母子の安全が危ぶまれるリスク、また母子保健や福祉による母親への支援が途切れてしまうなど、様々な課題が指摘されております。また他都道府県や海外からの預入れなども想定される中、事業実施主体が所在する

一部地域に過度な負担がかかる仕組みとなっている点も大きな課題です。

内密出産やいわゆる赤ちゃんポストについては法や制度に基づく事業ではなく、府として許認可を行うといった立場ではありませんが、事業が実施された場合、府は事業実施医療機関が受け入れた子どもについて一時保護や施設入所等の措置、その後の養育にかかる支援を、責任を持って行う必要があります。預け入れられた子どもの将来を見据え、社会的養育にかかる環境や体制を整備するために対応方針を明確にし、実際に対応策を講じる必要があると考えている課題についてご説明させていただきます。

まず 1 点目は子どもの受け皿の不足でございます。泉佐野市の計画では初年度の受入見込者数を内密出産 20 人、バトン事業 20 人の合計 40 人とされています。府が所管する乳児院や里親家庭で受入れ可能な子どもの数には限りがあり、市が想定されている人数を新たに受け入れるだけの余力がありません。

具体的に説明します。資料 3 の 1、具体的課題についても合わせてご覧ください。家庭に社会的養護の必要な児童を迎え入れて育てる養育里親と、法律上の親子関係を結ぶ特別養子縁組を希望して養育される養子縁組里親、それぞれの里親の登録家庭数は表の通りでございます。府ではこれまでも里親家庭での養育が望ましい子どもの数に対して登録いただいている里親の数が不足しており、様々な方法で新規里親の開拓に取り組んでまいりました。毎年波はございますが、10 から 20 家庭前後に新規に里親登録をいただいています。一方で里親のご年齢や家庭状況の変化、特別養子縁組の成立を理由とした辞退による登録の取消しも年間 20 数件程度発生しており、全体として登録数が増えない状況が続いております。里親家庭の児童受入れ状況ですが、令和 7 年度の養育里親 227 家庭のうち、実際に何らかの形で子どもを受け入れていただいている家庭は 157 家庭です。現在受入れされていない家庭においては里親の年齢や家庭事情、例えば実子の受験や親の介護等により受入れが難しい状況です。また養子縁組里親 54 家庭のうち 44 家庭ですでに養子縁組を前提とした子どもの受入れがされており、残りの家庭は登録取り消しなど検討中のため子どもの受け入れは難しい状況です。このような状況の中、登録されている里親家庭にさらに子どもを委託していくことは難しく、受け皿としては新たな里親を確保していくことが必要です。

次に資料 3 の 1 右側、乳児院の状況でございます。府が所管する乳児院は 4 施設あり、定員は 140 人です。ただし入所児童の実績数に合わせた暫定定員が設定されており、令和 7 年度は 128 人が実質的な定員でございました。なお令和 7 年度 1 年間の平均入所人数は 111 人であり、直近の令和 8 年 7 月 1 日時点では 113 人の子どもが乳児院で生活しております。現状では暫定定員の 128 人で大阪府の要保護児童対応には支障がなく、一時保護や入所が必要な子どもを受け入れることができます。

しかし泉佐野市の事業により仮に年間 40 人の子どもの入所が新たに必要になった場合、グラフの通りここでは令和 9 年度としていますが、事業開始初年度には受入れが必要な児童が施設の受入れ可能数を超えることになります。なお次のページに乳児院における職員配置状況の現状をお示ししております。職員配置の最低基準としては 32 人定員の A 施設では 28 人、24 人定員の B 施設では 23 人ですが、実際には表の通りその 2 倍近い数の職員を配置することで子どもの安全安心な養育環境を確保されている状況です。さらに本事業で受け入れられた子どもについては、里親や乳児院のもとで長期間養育が必要となる場合も想定されます。事業の開始により泉佐野市の事業で受け入れる子どもを含め、養育困難や虐待等の理由により府において対応が必要な子どもたちの一時保護や長期的な養育の受入先の確保が困難になることが懸念されます。

2 点目は医療提供体制でございます。りんくう総合医療センターは地域周産期母子医療センターであ

るとともに、泉州地域で唯一最重症の合併症等を抱える妊産婦を受け入れる機能を確保している医療機関であり、地域の周産期医療を支える重要な拠点となっています。本事業により受け入れられた子どもの保護や対応についてりんくう総合医療センターが重要な役割を担うことになりますが、一時保護した健康な乳児が長期間病院内に滞在する状況が生じた場合には、本来担うべき周産期医療の提供に影響を及ぼす可能性があります。府としては地域医療に支障が生じない体制をどのように確保するのかについて具体的な対策を講じていただく必要があると考えております。

3 点目は事前の支援でございます。予期せぬ妊娠に悩む方の背景には若年妊娠、生活困窮、家庭環境の問題、DV など様々な事情があり、誰にも相談できず孤立しているケースも少なくありません。いわゆる赤ちゃんポストや内密出産については母子保健や福祉による母親への支援が途切れてしまうことが大きな課題として指摘されており、そうした選択に至る前の段階で適切な相談支援につなげていくことが重要です。行政の役割として困難を抱える妊婦の方が自宅での出産など危険を伴う出産を避け、適切な医療や行政支援につながることでできる相談支援体制を一層充実させていく必要があると考えております。4 点目は子ども家庭センターの業務増加と夜間休日を含む対応体制でございます。

現在、府子ども家庭センター、いわゆる児童相談所では児童福祉司の増員計画に基づき毎年 10 名程度の増員を進めておりますが、国の配置標準には達しておらず、令和 8 年 4 月時点で 92 人不足している状況でございます。また夜間休日につきましては限られた人員体制のもとで府内全域の児童虐待通告への対応や一時保護等を行っており、夜間休日に乳児の預入れがあった際には既存の虐待対応等との兼ね合いも含め現場の対応体制が極めて厳しくなることが懸念されます。また仮に年間 40 人の受入れが続いた場合には、1 年目に受け入れた子どもが成人する 19 年後には約 760 人規模の施設入所や里親委託が必要な児童の増加が見込まれます。そのため受入れ時の初動対応だけでなく中長期的な課題として子どもたちに適切な支援を提供するために必要な人員を確保し、十分な対応体制を構築していく必要があると考えております。府として認識している主な課題についてのご説明は以上でございます。

【金森部長】

続いて議題 3、大阪府から具体的課題に沿って協議・調整が必要な事項について説明をお願いします。

【竹内課長】

資料 3 の 1、3 の 2 をご参照ください。府としても泉佐野市の事業開始を念頭に、新規里親の開拓に向けた広報啓発方策の検討や乳児院の受入れ枠の拡大に向けた課題を個別にヒアリングするなど、受け皿の課題を少しでも解決できるよう取り組んでいるところではございますが、市と具体的に話し合って調整が必要と考えている事項についてご説明します。

1 つ目として府としても引き続き里親開拓の強化を図ってまいりたいと考えておりますが、泉佐野市が事業計画書に記載いただいている里親確保に向けた具体的、取組内容及び確保を見込んでおられる里親の見通しをお示しいただきたいと考えています。

2 つ目、新たな里親確保数が事業により受け入れる子どもの数に満たない場合、乳児院がオーバーフローすることが想定されます。そのような状況にならないよう府としても対応策の検討を進めてまいりますが、泉佐野市におかれても乳児院の設置及び運営について検討の上、具体的な見通しをお示しいただきたいと考えます。

3 つ目、乳児院についてはインフルエンザ等の感染症が施設内で発生すると感染拡大防止の観点から一時保護の受入れや新規入所を停止することがございます。また通常の要保護児童対応においても入所児童数が多い時期や入所が続いた時期など、乳児院側の受入れが難しくなります。

先行事例においても同様に受入れが難しい時期が発生したと聞いており、乳児院側の受入れが難しい場合にりんくう総合医療センターに対し子どもの一時保護委託を継続せざるを得ないことが想定されます。子どもの健全な養育環境を確保するためにもりんくう総合医療センター内等に児童の一時保護ができる設備を確保し運営いただくことをご検討の上、具体的な見通しをお示しいただきたいと考えています。

【岡田室長】

続きまして資料 3 の 3 によりまして、医療提供体制についての具体的課題についてご説明をさせていただきます。資料 2 でも触れましたように、りんくう総合医療センターは地域の拠点として早産児や低出生体重児等の比較的高度な周産期医療を 24 時間体制で確保する地域周産期母子医療センターであるとともに、最重症の合併症を抱える妊産婦を受け入れる機能を泉州で唯一確保し、また休日夜間の未受診妊婦等の産婦人科救急患者の受入れもあたるなど、地域の周産期医療の重要な機能を担っておられます。こうした中、本事業により子どもの一時保護期間が長期化した場合等において、同センターが担う高度医療の提供に支障が生じないよう、人員体制や保護スペース等に関する対策を講じていただく必要があると考えております。

具体的には預入れ時、特に休日夜間において初動対応にあたる人員の確保、入院期間中受入れが見込まれる乳児数に対応可能な人員の確保、待機中は乳児の養育見守りを継続的に担う人員の確保とともに、一時保護期間が長期化・増加した場合における一時保護場所についても確保いただく必要があると考えております。各段階における人員体制について職員の増員や兼務等も含め通常の体制に加えてどのような対応を行われるのか、また待機中における乳児の一時保護場所をどのように想定されておられるのか、市やりんくう総合医療センターで検討されておられる事業実施体制について今後説明をお伺いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【金森部長】

大阪府から協議事項といたしまして計 4 つの項目をお示ししております。これらに対して泉佐野市の方から、現時点の検討内容や今後の見通し等についての説明がございましたらお願いいたします。

【千代松市長】

私からよろしいですか。まず里親につきましては、この 8 月から担当職員を配置いたしまして、里親の登録に向けて取組みを本格化していきたいと思っております。

初年度、どうしても 40 人ずつ、20 人ずつ続いていったという仮定のもとでのいきなりの確保、大阪府さんも今まで里親の開拓に関しては色々苦労もされてきたということでもありますので、泉佐野市といたしまして当初 20 人の登録を目指して、里親になっていただける方々を募ってまいりたいと思っておりますし、泉佐野市独自の加算も、これは大変恐縮ではございますけれども、泉佐野市に登録していただけたらでございますけれども、泉佐野市の登録、この事業に関しての里親になる時の、受け入れていただい

た時の独自の加算は設けさせていただきたいと思っております。それが今後どうなるのかというご議論いただけたらと思いますけれども、今現状の考えでは市が独自に進めていくものに関しては、市の独自の支援を追加させていただきたいと今思っているところでございます。

乳児院の体制につきましても、一時保護も含めてでありますけれども、もちろん議会の承認というのは必要になってくるわけでありまして、9月補正で当初は今まで使っていた子育て支援施設を改装して、適合できるような形に設計した上で、それを当初は乳児院、そして一時保護の施設という形で運営してまいりたいという、予定をしております。

その他には、将来的にももちろん乳児院だけではございませんので、19歳までという話になってくる中では児童養護施設も必要になってくるかと思っておりますけれども、どうしてもそういったフルスペックの施設を建設していくには年数がかかりますので、それはここ数年という形での運用で、将来的には新設の乳児院、そして児童養護施設など含めた施設の建設に向けて進めさせていただきたいと思っております。

最後の病院についてはありますけれども、もちろん色々これまでも議論があったと思うんです。先ほども最後に言われた病院の機能をもちろん十二分に発揮していきながら、プラスアルファ病院でも乳児院の、一時保護のそういうスペースが必要、病院内で保護室を設ける。ただ病院というのも、うちも手狭なところもありますので、病院の近くで、今検討している場所もございますので、ほぼ病院の敷地内ですけれども、そういった場所で改修していきながら、一時保護の対応もしっかりと進めさせていただきたいと考えているところでございます。予算とかも政策的なところもありますので、ザクツとした話を私から申し上げましたけれども、詳細につきましてはまた担当に話をお願いできればという風に思います。以上です。

【金森部長】

ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

【吉村知事】

いいですか。議論が錯綜すると良くないので4つの課題を上げたじゃないですか。市長から総括のお答えがあったので1個ずつやっていった方がいいと思うのですが。多分1個1個議論していかないと。

【千代松市長】

4つの課題について回答させていただいてよろしいでしょうか。

【吉村知事】

じゃあどうぞ。

【千代松市長】

課題に対して、支援体制、もちろんその赤ちゃんの遺棄であったり、内密出産というのがない社会を目指すのが多分共通認識だと思って、なるべく防ぐというところでは、うちも府と連携した相談体制もありますし、またとりわけ泉佐野市はこれまで実施してきました妊産婦等の生活援助事業というもの、泉

佐野市民に限定したものにはなりまして、泉佐野市内の民間病院で、泉佐野市内で出産や、産後の不安のある方を一時的にお預かりしてというような、これは内密出産ではなくて、きちんと泉佐野市民という限定になってるんですけども、こういうことも広域化は図れないのかなと考えておりまして、今現状、国のお金、国の補助事業っていうことがございますので、そこら辺のテクニックというか、そういう部分については、大阪府さんに色々ご指導いただきたいと思います。

【吉村知事】

今市長から総括的な話もあったので、4つの論点が錯綜するとよくないから、1つずつやり取りをしてみたらどうかと分かりやすいと思うんです。なので1つ目の論点からします。

【金森部長】

はい。では1つ目の論点はその受け皿の確保の関係で、まず里親については今市長にお話をいただいておりますので、乳児院のことについて、もう少し深掘りできたらと思います。府の方が何か、お聞きすることはありますか？

【吉村知事】

今の市長の話を受けてでもいいですけど、乳児院のことについて大阪府の方から、職員の方から考えを聞きたいと。

【白波瀬局長】

乳児院について、市長にも決断をいただいて大変ありがたいと思っています。我々は基本的には国の方向性もあり、家庭養育を重視するということで基本は里親なんですけれども、おっしゃっていただきましたように里親がなかなか増えないという現状がありまして、その中で内密出産等により実際に子どもが来ますので、その受け皿として、里親が増えないのであれば次の手立てとして乳児院というのはあると思うんです。

ただ実際、乳児院を作っていこうという時に、この事業、まだ行政として初めてなので、今他では病院、民間がやっていますけれども、実際どれだけ来るのかもやってみないと分からない部分もあるので、市として設置されるという中で、例えば公設公営とか公設民営とか、お考えだと思うんですけれども、方向性としてこういった形ですか。

【千代松市長】

設置は公設でございますけれども、運営に関しましては、いろいろ検討している段階でもございますし、民間委託、民営になるとか。どうやっていくのかっていうところでは、正直、色々お話をさせていただく中での回答待ちというところも正直ありますので、今の段階で、しっかりと申し上げる段階にはないということですが、公設には間違いがないということでよろしくお願いします。

【白波瀬局長】

ありがとうございました。実際私も色々考えているんですけども、例えば公設民営でする時に、40

人人数を見込んでいても、実際始めた時にそれより少なかった場合、措置費にも影響してきて、結果スタートする時に、受けてくれる民間法人が、後々想定していた以上に受け入れ人数が少ないということになれば、赤字になる覚悟というのも市として持たないといけないと思います。

そういう点でも、色々な難しい調整がありまして、そういう意味でスケジュールの目標を 1 月ということで、その調整状況などまた実務的にもお話をお伺いさせていただいて、どういう形がいいのか一緒に考えさせていただければと思います。

【千代松市長】

うちでは一応計画を出させていただいてますけれども、正直こればかりは実施してみないと分からないというところもありますので、やっぱり年々の推移っていうのを見極めていくのが必要と思っております、その辺りもやはりしっかりと考えながらと思っています。

【吉村知事】

泉佐野市の皆さん具体的な数字とかは準備されているんですか。

例えば僕が思うのは、この 20 人 20 人で 40 人ですけど、これは、民間ベースの数字っていうのを参考にしています。行政がやれば、やっぱり行政は信頼性が非常に高いと思うので、増える可能性も想定していかなくちゃいけない、少ない可能性もある、増える可能性もあるかもしれない。ある意味コントロールできるものではないんだと思うんです。行政だったら安心だということで、赤ちゃんポスト、内密出産に來られる方が増える可能性もあると思います。泉佐野市、そして大阪府がちゃんと責任を持ってやってくれるんだってなったら、今の民間の状態とは違う可能性も想定しなければならない。大きく増えてきた時どうするのか、途中でスタートしてから断るというのはできないので、ポスト閉めるわけにはいかないでしょうから、増える場合も想定しなくてはいけないですね。増減があるという中で、想定通りに行ったとして 40 人の赤ちゃんが毎年來る。その 40 人でいくと、乳児院を設置するとして、まず初年度の 40 人、2 年目の 80 人、3 年目の 120 人を受ける乳児院の制度設計って、人と金も含めてできているんですか？

【千代松市長】

正直増えていくという想定、うちはできておりません。設定よりも増えていくというような、確かにこれは知事が言われた行政の信頼性があるっていうところはもちろん十分にこれから要素として考えていかなければならないと思っていますので、そこら辺はもう一度考えさせていただきたいと思います。あとは 40 人に想定して、19 年であれば 760 人だという数字になってしまうんですけれども、色々想定していかねばならないのはわかるんですけれども、時代背景的に人口減少社会になっていく中で、このような形で色々取り組みをして、できるだけこの内密出産、また赤ちゃんいのちのバトンのその前の段階もこれから充実していく、その中で 40 人ずつの 19 年後の想定であったりとか、3 年後までの想定であったりとか、喫緊で言ったら 1、2、3 年というのは状況は非常に重要な喫緊の課題だと思うんですけれども、とにかく先ほど局長からもありましたように、どれだけの受入れが 1 年目からあるかというところは見たうえで、新しく建設していく乳児院であったり児童養護施設、それをふまえて考えていかなければならないと、今日は知事のお言葉いただきまして、そのように考えた次第でございます。

【吉村知事】

事務局では想定していないのですか。というのは、僕も心配しているのは、最初の 3 年ぐらいがすごく重要だと思うんです。3 年経てば、最初に預けられた赤ちゃんが 3 歳になるので。児童養護施設には何歳から行きます？

【竹内課長】

乳児院は概ね 2 歳まで過ごすことになります。2 歳の間に措置変更を検討し、児童養護施設に 3 歳の時点では移っていくというのが、実務上の運用になっています。

【吉村知事】

そうすると、3 歳から児童養護施設で、児童養護施設のキャパの問題もありますけど、3 年間あります。そこで何人ぐらい預けられるかっていうのもある程度想定していける。ただその 3 年間は、純粋に、純増なので、預けられる赤ちゃんが。40 人だとしたら 120 人ですよ。途中でやめることは少なくともできないから。向こう 3 年、開始するんであればきちっと見るとして、想定通りに仮に行くとしたら 120 人で。120 人の赤ちゃんを当然りんくうでは見れないので、乳児院が基本みることになると思う。里親を増やすのは当然やったらいいと思うんですけど、里親に頼ると制度として非常に不安定になるので、増えにくいのもあるし。里親さんとそこは一緒に協力しながらやるとしても、じゃあ里親がいなかったらどうなるのって考えたら乳児院しかないんで、その乳児院 120 人で考えた時に、今この資料 3 の 2 もあるんですけど、3 の 1 も。今、乳児院は大阪で 120 人くらいですかね。大阪府全域で 120 人くらい。

【竹内課長】

大阪府管の施設の定員は 140 人なのですけども、暫定定員ということで実質的な定員が 128 人という状況です。

【吉村知事】

だからそれが約倍になるわけですね。その 120 人の赤ちゃんをどうやって受けているかという、資料 3 の 2 で見ると、この A 施設、B 施設ありますけど、大体 32 人の定員のところで、職員が 50 人くらい。定員より職員の方が多い。160% くらい。そうすると、定員 30 人の乳児院を作ろうとした時に 50 人の職員が必要になります。50 人の職員、誰でもできるのかっていうとそうではなくて、施設長がいて、看護師が 6 人、保育士 30 人、ここにある資格とか、そういったしっかりと赤ちゃんを見れる体制で、赤ちゃんの人数に対して乳児院の場合は割合がありますから、そのきちんとした割合の職員さんを準備、備えなきゃいけない。30 人の施設で 50 人っていうことは、50 人の職員っていうことは、120 人の赤ちゃんを受け入れようと思ったら 4 倍ですから 200 人の職員を。保育士、看護師さんとかなかなか人材確保難しいと言われている中で、これを具体的に施設化する計画みたいのは必要だと思うんですけど、それは泉佐野市の事務方には、ここにこれだけの人間をあてて、こういう風にしてという、計画はあるんですか。

【千代松市長】

その計画は持ち合わせておりません。

【吉村知事】

増えてきたらどうするのか。

【千代松市長】

制度が不安定になるとおっしゃっている流れではございますけれども、視察先ではこのとりのゆりかごで50%ぐらいは特別養子縁組というそういう実績の、いままでの経過もございますので、そういうことを踏まえて、どれだけの施設規模を新しく建設する、泉佐野市の中では盛り込みながらやっていこうかなと予定はしておりましたけれども、今の段階では、今日申し上げさせていただきしたのは、とにかく事業実施に向けては乳児院を建設させていただきたい、設置させていただきたい。そして一時保護の施設も設けさせていただく、この部分については、市として9月議会で上程させていただいた中で協議を進めさせていただきましても、正直どれだけの受入れ預け入れ、知事が仰るように想定よりも多いんじゃないかっていうそういうところは十二分に考えられますので、そういうことも踏まえた上で、今後の乳児院の新しい建設に際しての計画、計画にはそれは盛り込ませていただき、それを踏まえた上で計画というのをしっかりと検討させていただきたいと思っております、今日の段階では乳児院の今ある施設の改修によってそれをまず対応させていただくということと、一時保護の改修、そういうところを泉佐野市として担っていくということのお話で、3年続く、本当に知事が言われるように重要なところだと思いましたので、それも踏まえてさらなる精度を高めてまいりたいと思います。

【吉村知事】

そうしたら仮に、9月補正で乳児院を泉佐野としてつくります、これぐらいの職員さんが集まりました。受入体制、どれくらい受け入れるかっていうと仮に20人だとします。それで20人の施設を作ったとします。それ以上の、年間40人想定ですけど、越えたらもうそこは閉じるんですか？続けるんですか？

【千代松市長】

これにつきましては、事業としてはやはり知事が言われたように、スタートしたものを閉めるというのはなかなか困難だと考えますけれども、越えるという想定のもとを踏まえた上で、どのような対応をしていくかというところは、しっかりと次の段階までに考えてまいります。

【吉村知事】

受け皿非常に重要だと思うので、乳児院としてつくるにしても、どのぐらいの規模で、どの職員、ちゃんと人が手当てできるのか、お金の問題もちろにあるんですけど、やっぱり結構人が大変だと思うんです。児童相談所も、大阪市長時代から児童相談所も管轄してやってきましたし、こういった施設系やってきたんですけども、予算は市長の権限で何とかつけられたとしても、人を集めるのが難しくて、専門

的な職員さんがなかなかいないんですよ。そこをやってくれる施設がそう多くない中で、具体的に計画を立てないと。受入れができなくなる、なりました、ではダメじゃないですかこの事業。具体性をもうちょっと検討してもらいたいと思います。

【千代松市長】

分かりました。その具体的なところも踏まえた上で、今後しっかりと検討させていただきますけれども、まずは9月議会で用意していますのは乳児院、今のある施設を改修して、まずは受け皿としてスタートさせていただきたいということと、一時保護の改修、こちらにつきましては、9月補正でやらせていただきながら、その増えるという想定を、今後さらにそれを加えさせていただきながら、検討、具体の計画をしていきたいと思ってますし、またうちが今後これから実施をしていく規模によって、今、色々な施設さんとのお話もやっているなかで、その体制っていうのも決まってこようかと思いますので、そこら辺は今後具体的に計画をさらに精度を高めて、取組みを進めたいと考えております。

【吉村知事】

費用面で、泉佐野市が責任を持ってやっていきますっていうことだったんですけど、これって、泉佐野市民以外全国から来る事業スキームじゃないですか、それを、例えば相談業務だったら泉佐野市の税金を使ってやるっていうのが、妥当性とかではなくて、この赤ちゃんを守るというのは賛成なんですけど、その仕切りとして、役所仕切りとしてそれがまず成り立つのかっていうことと、もう一つは、預けられた赤ちゃんを育てていくのは児童相談所を持っている組織、これ府の権限責任になるわけですけど、これについては仮に人を準備できたとしても、その国と府で1対1やったかな、2対1？

【白波瀬局長】

2分の1です。

【吉村知事】

国と府とで1/2ずつ。それを泉佐野で費用負担しますよって、それがそもそもできないんじゃないかなと思うんですけど。ルール。例えば内密出産の場合で全国から来るから特別な制度で国が認めるとかだったらできるかもしれないですけど、今制度で国も認めてないし推奨もしてない中で、今のルールでいくと、泉佐野市が費用負担しますよって責任取るって言うてもできないんじゃないかなと思うんですけど、そこはルール上どうなんですか？

【千代松市長】

この事業の財源につきましては、いつまで泉佐野市が全国からご寄付いただけるのかっていうようなところの意味にもなるかもしれませんが、ふるさと納税を活用して全国から頂いた寄付を主な財源としてはうちの福祉基金でスタートしていくというところがございますので、今実際に、これまでも泉佐野市といたしましては、泉佐野市にとどまらない全国の色々な課題に対しての事業も、子ども食堂であったりとか、ふるさと納税を活用して展開してきましたので、こちらの部分については、泉佐野市として市民の理解は得ていこうと、これまでもそういう風に色々な場面のお話をしてまいりました。そも

そも内密出産に対して、国と府が１対１でお支払いして措置して、一時保護されたあとの措置の費用負担について、国と府とが１対１。これは内密出産じゃあてはまらないんじゃないのってところは、どうなんでしょうかね。

【竹内課長】

子どもの養育に関して、乳児院であれ、里親さんであれ、措置費につきましては児童福祉法において都道府県、指定都市、児童相談所設置市ということで、今回の場合ですと国と大阪府の方が支弁するという明確な規定がございます。また地方財政法第 28 条の規定から泉佐野市さんの方に措置費に関する負担を求めるというのは法律上困難でございます。

【吉村知事】

国に来てもらって、できないのって聞いたらいんじゃないの。国の見解は確認してるんですか？

【白波瀬局長】

地方財政法の関係で、今回の例で、泉佐野市が府に対し、措置費の負担をされるとどうなんだっていうのは一応聞きましたけれども、地方財政法第 28 条の 2 というのが、昔、都道府県が法律のない時に市町村に無理をいって、お金を負担させた時代がありまして、そういう経過があってできた条文でもあるので、今回のように法律で負担区分が決まっているものをそれに違った形で、ご負担いただく、市から府に対してご負担いただくっていうのは難しいと。国も同様の見解をしています。

【千代松市長】

でもそれ、交付税措置はないんですか？

【吉村知事】

それはあるんじゃない。でも府の費用と責任でやるのが本筋なので。それが府として払ってやりますってなったら、これは府である意味全部やるっていうこと、泉佐野市からお金を出すっていうのが事業スキームになってるんだけど、それができないじゃないかっていう。

【千代松市長】

泉佐野市からお金を出すっていうのは乳児院の建設であったりとか、一時保護であったりとか、泉佐野市が里親の負担というか、独自支援だったりとか、そういう部分は今日の段階ではこう出させていただいておりますけれども。国と府で負担されてる措置の部分に対して、例えば、直接その事業じゃなかったとしても、いろいろな事業でのお返しもできるんじゃないのかなとは思ってますけれども、ただそれは、これから詳細は詰めていかなければならないというところの段階で、基本的にその部分は措置っていうことで本市としては認識をしておりますけれども。その部分を今度どうしていくかっていうと、それは違うスキームでと。直接この事業についていうわけではない可能性もありますけれども、そういうことも考えられるんじゃないのかなとは思ってます。大阪府の福祉基金に積み上げさせていただくとか。交付税の部分とかはしっかりと算定区分とかで、計算は難しいかもしれないけれども、実際に大阪府さんが負担

された部分に関しては色々と福祉基金に積み上げさせていただくことができるんじゃないのかなとは思いますが。

【白波瀬局長】

交付税措置、私も調べてみたんですけども、今回赤ちゃんポストの取組みとかそういったものと全く違う算定の仕方では計算されていまして。18歳以下の人口をもとに計算している地方交付税上の計算になっていまして、赤ちゃんポストの話があったりなかったりしても交付税の額が算定上影響しないような形になってるのが今現状です。

【千代松市長】

そういう部分も色々ご教示いただきながら、それをどうするかは知事の今回のご意見に対して私としての意見を申し上げただけでございますので。ただ何と申しますか、事業を進めていくにあたって、乳児院を設置した段階では、今時点でも多分、内密出産のこれだから措置じゃないよっていうことになっていないとは思いますが、だから熊本の例であったりとか見たとしても。

【竹内課長】

要保護児童として、全て児童相談所が取り扱うことになりますので、内密出産・赤ちゃんいのちのバトンに関わらず、通常の措置の対応になるということで、特段区別があるものではございません。

【千代松市長】

ということで、法律がない段階でも、内密出産で要保護になったとしても措置になるという。

【竹内課長】

もちろん要保護児童でございますので、通常の対応でございます。

【吉村知事】

だからこの措置費については、今の枠組みの中でやっていくという前提。泉佐野さんからの提案っていうのはどこまでできるのかできないのかもちょっと詰めた方がいいと思うんです。詰めてもらえますかね。多分大事なのはお金の問題ではなくて、僕は本当に受入体制がちゃんと確保できるのかっていうところだと思うんです。こればかりは、最後例えば僕が、僕と千代松市長で腹括ってやりますと言ったとて、人がいなかったらできないので、予算措置だったら最後、泉佐野から府に入れるのは無理ですよ、ルール上無理ですよってなっても、最後僕が腹括って、その分を大阪府でやりますって決めれば、それは予算編成権こっちにありますんでできますけど、難しいのは人なんですよね。施設作れないし。それがないと赤ちゃんポストにきた赤ちゃんが滞留することになると思うんです。やっぱりりんくうで滞留するとそれは無理だし、りんくうはやっぱり治療するところでもあるので、非常に難しい困難な病気を持っている赤ちゃんとかお母さんとかを基本的に治療していく、そこで元気な赤ちゃんがずっとたくさんいる施設ではないと思う。りんくうというのは。一時保護をやるとしてもですよ。そうするとやっぱり基本乳児院なんだろうなと。

だから乳児院で見ると、現実的に見ると、施設に160%、定員に対して160%の職員がいるわけです。しかも専門職員がいる。30人の赤ちゃんを受けるのに50人の職員がいて、しかもそれは資格をもったひとがいる。それをちゃんと受け皿として作るという具体的な計画がないと、開始してすぐ行き詰まるんじゃないかなと思いますし、行き詰まることは許されないのです。我々行政なんて。そう考えるとそこをもうちょっと具体的に受入体制みたいなものを詰めていかないと、ここはちょっと不十分なんじゃないかと今日の議論を聞いたら思いました。

【千代松市長】

分かりました。そしたら、そういう部分も踏まえて受入体制をもう少しきちんと精査をした上で、協議の場に臨ませていただきたいと思っておりますけれども、大阪府さんと、今日の数字だけ見ても、大阪府と同規模の体制を、10万都市の泉佐野市がすぐに、というところでなかなか整えることができるかというと、なかなか今、話を聞いていても正直厳しいところもあるのかなと思ってるところでありますけれども。

知事の言われる、スタートして躡くことはできないということも分かりますけれども、できたら泉佐野市の事業実施に向けて、状況を踏まえながら詰めていけないか。大阪府さんと違って、10万都市で逆に迅速に動ける、府より迅速に対応できるっていうところの利点はありますので、それはある程度見極めさせていただきながらスタート切らせていただきたいなとは正直思っています。120人の受入体制、まず整えた上で、施設をきっちり作ってから、この事業をスタートしなさいってなった時には、あとこれには何年かかるかっていうところでもありますので、できるだけ早くスタートすることが、救える命は必ずあると考えておりますので、それは正直見極めさせていただきたいというところはございます。

【吉村知事】

本当ご趣旨とか思いとかは一緒に、救われるべき赤ちゃんの命を救いたいという気持ちは一緒です。どうやったらできるだろうかっていう論点、議論から見えますんで。という立ち位置で、僕は泉佐野の事務方のみなさんもうちょっと詰めてもらった方がいいと思います。事業やっていかれて市長のこの思いのもとで実際詰めていくなかで、開始して、受け皿が十分じゃない、赤ちゃんポストにどんどん来た時にそれは対応できませんっていうのはできないと思うんですよね。で、乳児院も多分措置の人数って決まっていますよね。職員に対して子どもの数のルール決まったりしますよね、保育士なんかも決まっていますけど、乳児院も決まっている？

【竹内課長】

はい。配置基準が決まっております。

【吉村知事】

配置基準がある。そういうのを含めてどのぐらい本当に受け入れられるのか、体制を整えられるのかっていうのをちゃんと制度設計をしないと難しいんじゃないかなと思いますけどね。途中で止めるわけでも、じゃあ20人だけ受け入れることができます。20人以上来たら例えばもうストップしますっていう制度にするのか、でもそれはちょっと難しいと思うので、その時20人受け入れたらストップしますって

言ってる時に、仮に大阪府内とか泉佐野の赤ちゃんじゃない、例えば全国からくる赤ちゃんで、それでストップして、逆に大阪の要保護児童を受け入れられなくなったら何やってんのってことになっちゃう。

本来それぞれの都道府県の役割があって市町村の役割がある。ある意味今回それを超えてやろうとしてるものだと思うんです、赤ちゃんポストっていうのは。国も制度作ってないからね。それやるんだったらそれなりの準備をきちんとやらないと、走りだしたわ、受入先がアップアップになったわ、どうするんですかというときに、埋まってしまう、行き詰まることないように、役所としては、制度設計、具体的な人の確保とか、ここは重要だと思っています。里親の確保っていうのは、それで見積もりだということ恐らく僕はきついことになるんだろうと思いますけど。

もちろん多い方がいいんですけど、じゃあ里親は何人確保してから事業始めるとか言ったらいいんですけど、そう簡単に里親って増えないですから。この人数に対して里親だっていうのはあまり現実性がどこまであるのかな。で、やっぱり乳児院だと思うんですよね。具体的な施設で、これだけ職員確保して、こうなるといのがもう整いました、だからスタートしますっていうんだったら、分かるし。その辺りのもう少し具体性がないと、見切り発車してしまうと、逆に失敗してしまう。逆にこの赤ちゃんポストとか内密出産、今後やっていかなきゃいけないということに対して、いや行政ではできないよねってなったら良くないと思うので。ちゃんとした制度設計をする、もちろん府の職員が協力しながら、役所としてはその制度設計をしっかりやらないと、事務方としてね。僕はそう思います。その辺りをちょっと一回詰めて議論してもらったらいいかと思います。

【西納副市長】

運用的なお話なんですけども、今日は乳児院のお話もあるということで事前にお聞きしておまして、泉佐野市が設置できるのかどうかというのがあります。事務方の方では色々と、委託も含めて今打診はしているところございまして、泉佐野市として設置させていただけるのであれば、これは協議したりとか、人の募集をしたりとか、府の事業をとめないような形で進めていこうというのを考えておまして、その出だしの部分、乳児院を泉佐野市として設置できるのかどうか、その部分をいただければ、こちらは後にあった形で進めさせていただくことはやぶさかではないので、その辺まず聞かせていただけたいなと思っております。公設で進めていいかと。

【千代松市長】

その話はだから色々それもこれまで議論あったと思うんですけども、最終的には今日でもう大丈夫という、認識ですけれども。その認識でいいですよ。泉佐野市が改修して。

【竹内課長】

こちらから検討いただきたいというのは本日お願いもしていますし、もっと手前のところの事務レベルでの協議でも、乳児院の設置についても検討いただく想定も含めて状況どうですかというようなお話も聞いてきたつもりでございます。

【千代松市長】

この1年ぐらい、結構そういう議論があったと思うんですけども。初めはやっぱり国が今は在宅で、

養子縁組であったりとか、いうところがあるから、なかなか乳児院の設置は認められないというようなところも事務方から報告を受けていたので、そこら辺がまず泉佐野市としてはどうなのかなっていう。この際になってきて聞いたのは、そういう風に大阪府さんから言われているっていう風に聞いたんですけども。

【竹内課長】

大前提として今市長がおっしゃられましたように、家庭養護、家庭養育優先原則というところで、乳児院を新たに設置するという形で要保護児童の対応をするというよりは、なんとか里親を開拓して里親を増やしてというのが大きな方向性で、そこが変わるわけではもちろんないんですけども。

知事からもお話がありましたように、やはり里親開拓は、これまで大阪府としても本当にいろいろな取り組みをしてる中で里親を増やすというのは、なかなか簡単ではないという認識も持っておりますので、今回報道等でも 1 月末に市長が事業を開始したいというお話もされたというところでは、里親を開拓して、受け皿の問題を対応していくのはなかなか難しいのではというところもあって、施設、乳児院の設置も視野に、というお話になってきたと認識しております。

【千代松市長】

特にスタートして 120 人、まず 3 年間の受け皿を用意してからっていうところでは、なかなかまた日数、年数かかってしまいますので、とにかくスタートを切らせていただきながら状況を見極めさせていただきたいなとは思ってまして。ちょっとそこは知事と異なることかもしれませんが、仮に最悪の想定で、かなりの多くの方が預け入れられたとなっても、とてもじゃないけどもダメだっていうことになった状況の中でも、その間の赤ちゃんの命は救える、救えるわけかなと思うんです。だからそれは言葉がどうではないですけども、状況を見極めながら知事の言う、計画としてはもうこれからしっかりと策定をしてまいりたいと思いますけれども、それを施設・建物まで用意しろとなった時には、それこそどれだけ預け入れられるか分からないような状況の中で、120 人対応できる乳児院を用意して、赤字が目に見えてるような法人さんはどこも受けてくれないだろうなと思ったりもするんで、そこら辺はこれからさらに協議を進めさせていただく中でご判断いただきたいと思います。

【吉村知事】

そうしたら例えばこれだけのキャパを確保できました。その人数までは受け入れます。それを超えたら例えば年度途中であったとしても、ポスト閉じるじゃないけれども、そういった判断もしなければならぬような、ルール、制度設計をした上で走りながら考えるっていうのはあるのかもしれないですね。市長がおっしゃったとおり、それまでその間、全部の準備が整うまでやらないとなったら、その間どうなるんだと。たとえ 10 人であったとしても、施設ができたから 10 人の命救えるか、それはその通りだと思えます。そしたらその 10 人のところはきちっとやるんだけど、それ以上に増えてくる可能性もある。その増えて来る可能性の時に、もう受け皿オーバーしてるので、それをポストとして受け入れられませんかっていうのができるのか。できるとしたらじゃあそれは東京都の病院とか慈恵病院を案内するのか。来たら。実際来るわけですから案内するのか。

【千代松市長】

他の支援につなげる可能性も。

【吉村知事】

そうですね。本来的には母子の支援にできるだけ相談をやって、そして赤ちゃんポストにならないような、内密出産にならないようにする、これがすごく大事なことだと思うんですよね。どうしても、それが、それで救われる命もあると思うし、それがどうしても難しい時に、できるだけ赤ちゃんポストというより、内密出産の方に誘導していく。内密出産誘導したとしてもやっぱりいろんな制度があることを知って、自分でその赤ちゃんを育てますっていうなら、それがいいし。どうしてもそれが無理というなら赤ちゃんポストというスキームだと思うんですけど、それで赤ちゃんの命を守るっていうことなんですけど、そのスキームの中でやったとして、今20人20人ぐらいが想定されている、40人が想定されているとなると、施設が仮にそれが走り出すときに20人だとしたら20人を越えた場合は止めるのか止めないのかで、止めなかったらどんどんりんくうに来るわけですから、りんくうに赤ちゃんがどんどん増えてきますね。どうなるんですか？多分泉佐野市として対応できなくなると思う。我々も乳児院が準備していない状況で、権限は大阪府なんだから、受け入れてと言われても無理なんですよ。受け皿体制が整わないまま走っちゃってるから。ここの制度設計を途中でやめるっていうのはできるのかな？

【千代松市長】

できる限り、そういうことはないように、市としては、これから、対応してまいりたいと考えておりますけれども、その120人とかいう話になってきましたら、いきなりこれを想定するとなったら、やっぱり時間がどうしてもかかってしまうというところもありますので、その部分については、だから事業の進捗と言いますか、事業は、もちろん、だからその間うちも何もしない、スタートしても何もしないというわけには全くございませんので、その状況踏まえながら対応はしていきたいと考えておりますのでその辺りは。今日も知事から色々ご意見いただいた中で、泉佐野市としても再検討しなければならないところがございますので、その件につきましては、またこういう場か、もしくは事務方同士の場合、そこら辺でもう一度詰めさせていただきたいなとは思ってます。

【吉村知事】

1回じゃあ事務方同士で詰めてもらって、受け皿、特に受入体制について協議、様々の論点について詰めてもらって、やっぱりこのフルオープン会議やっていった方がいいと思います。国にない制度をこれからやるということだし、これはおそらく賛否もある制度であるので。議論の過程も含めてオープンにしてやっていかないと、やっていった方がいいだろうと思いました。またこのオープン会議を設定してもらいたいと思います。これだけ課題もあるんで、ちょっと詰めてもらって、あとは何か国に言うこととか、国に対して言うことも言っておきますし、あるいは国の職員に来てもらうなら来てもらって今のサジェスションしてもらって、そこは検討してもらったら。制度がないものなので。その辺りをちょっとやっていただきながら第二回の会議を開きたいと思うので。

【千代松市長】

はい、よろしくお願いします。乳児院の建設と、一時保護の部分につきましては、とにかく、うちとしては進めさせていただくということですのでよろしくお願いいたします。

【金森部長】

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか？ご意見質問ございませんでしょうか？

【吉村知事】

市として本当に乳児院作ったとしていつから受け入れるかとかというルールとか制度をちゃんと作っていきましょう。

【千代松市長】

もちろんその乳児院をするにしても、改修、設計もかかってきますんで、これはある程度の期間が必要だと私も認識してます。

【吉村知事】

あと人です。人なんです。この分野の人は本当に難しいから。よく検討してください。

【金森部長】

ありがとうございました。それではお時間もまいりましたので以上を持ちまして、第 1 回泉佐野市の内密出産等の取組みに関する調整会議を終わらせていただきます。次回の会議につきましては、今おっしゃっていただきました通り、様々事務レベルでの調整を経てまた進捗状況をご報告し協議をするという場にしたいと思います。それでは本日はありがとうございました。